

高速道路営業規則の一部改正（新旧表）

旧	新
<p>第1章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、法及び供用約款において定めるものによるほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによります。</p> <p>一 インターチェンジ等 当社又は他の会社等が高速道路等に進入又は高速道路から退出することを認めた連結施設をいいます。</p> <p>二 スマートインターチェンジ 供用約款に規定するスマートインターチェンジをいいます。</p> <p>三 通行券 進入したインターチェンジ等を証するため、当社又は他の会社 等が交付する入口通行券、入口証明券、出口指定券をいいます。</p> <p>四 料金所ゲート 通行券の交付、料金の徴収、通行券の検札を行うために 車線に設置された施設をいいます。</p> <p>五 料金所事務室 料金所ゲートの事務を整理、統括する事務室をいいます。</p> <p>六 料金所 料金所ゲートと料金所事務室の総称をいいます。</p> <p>七 高速道路等 高速道路及び高速道路と接続する他の会社等が管理する有料道路その他の有料の車両通行施設をいいます。</p> <p>八 料金收受 当社の係員（当社の委託に基づき、高速道路の業務に従事する者を含みます。以下同じです。）が料金所で通行券の交付、通行券の検札又は現金その他の方法により利用者から</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 同左</p> <p>一 同左</p> <p>二 同左</p> <p>三 同左</p> <p>四 同左</p> <p>五 同左</p> <p>六 同左</p> <p>七 同左</p> <p>八 同左</p>

高速道路等の料金の徴収を行う事務をいいます。

- | | |
|---|-------|
| 九 入口料金所 利用する高速道路等又は高速道路等の区間の始点側に設置して、通行券を交付する料金所（本線にある料金所を含みます。）をいいます。 | 九 同左 |
| 十 出口料金所 利用する高速道路等又は高速道路等の区間の終点側に設置して、料金の徴収を行う料金所（本線にある料金所を含みます。）をいいます。 | 十 同左 |
| 十一 検札料金所 通行券の検札を行う料金所（本線にある料金所を含みます。）をいいます。 | 十一 同左 |
| 十二 入口発券方式 入口料金所で通行券を交付し、当該通行券の情報に基づき、出口料金所で料金を支払う料金收受の方式をいいます。 | 十二 同左 |
| 十三 単純支払方式 高速道路の一定の区間に設定した料金を一の料金所で支払う料金收受の方式をいいます。 | 十三 同左 |
| 十四 一括支払方式 当社が管理する高速道路とこれと接続する他の会社等が管理する高速道路等の料金の支払いを一の入口発券方式の出口料金所で一括して行う料金收受の方式をいいます。 | 十四 同左 |
| 十五 合併支払方式 当社が管理する高速道路とこれと接続する他の会社等が管理する高速道路の料金の支払い又は料金の支払いと通行券の交付を当該接続地点等に設ける料金所において一括して行う料金收受の方式をいいます。 | 十五 同左 |
| 十六 車種区分証明書 車両の料金車種区分を証するため、当社又は他の会社等が交付する証明書をいいます。 | 十六 同左 |
| 十七 ETCマーク 当社が別に定める「ETC」の文字が表示されたマークをいいます。 | 十七 同左 |
| 十八 ETCカード 当社が契約したETCカード発行者又は当社及び当社と提携する会社等が発行する券面にETCマークの | 十八 同左 |

表示があるETCカードをいいます。

(消費税)

第5条 高速道路の料金は、当社が特に明示した場合を除いて、消費税法（昭和63年法律第108号）の定める消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とします。

2 消費税及び地方消費税が免除される場合の高速道路の料金は、供用約款第2条に定める額に108分の100を乗じ、10円未満の端数を10円単位に切り上げた額とします。

第2章 料金所ゲートの通行の方法等

第3節 単純支払い方式の高速道路の料金所における通行の方法

(料金所における料金の支払い)

第14条 単純支払い方式の高速道路の料金所を通行するときは、利用者は、料金所ゲートにおいて、当該高速道路の料金を支払わなければならない。

十九 通行証 当社が指定する料金所にて料金を徴収したことを証するため、交付するものをいいます。

(消費税)

第5条 同左

2 消費税及び地方消費税が免除される場合の高速道路の料金は、供用約款第2条に定める額に110分の100を乗じ、10円未満の端数を10円単位に切り上げた額とします。

第2章 料金所ゲートの通行の方法等

第3節 単純支払い方式の高速道路の料金所における通行の方法

(料金所における料金の支払い)

第14条 同左

2 前項に定める、当該高速道路の料金を支払った際に、当社から通行証の交付を受けた場合の通行証の受け取り、提示等については、第12条第1項、第2項、第4項から第8項及び第13条の規定を準用します。その場合、これらの規定中の「入口発券方式」を「単純支払い方式」に、「通行券」を「通行証」に、「提出」を「提示」に、第12条第6項中の「回収するまで」を「提示する

まで」に読み替えるものとします。また、当社から通行証の交付を受け高速道路の料金所を通行するときは、利用者は、通行証の記載事項に従い通行しなければなりません。

附則

この改正は、令和元年10月1日から施行する。